

広島県後期高齢者医療広域連合の管理職員等の範囲を定める規則をここに公布する。

平成十九年五月二十五日

広島県人事委員会

委員長 丸 山

明

広島県人事委員会規則第十八号

広島県後期高齢者医療広域連合の管理職員等の範囲を定める規則

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、同条第三項ただし書に規定する管理職員等の範囲を、会計管理者及び別表の上欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の下欄に掲げる職を有する者と定める。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。

別表

機 関	職
議会事務局	事務局長
事務局	事務局長 事務局次長 課長